

市第126号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

1 趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律及び政令の一部改正等に伴い、「災害弔慰金の支給等に関する条例」について、大規模災害で被災した方への貸付制度である「災害援護資金」、及び死亡した方の遺族に支給する「災害弔慰金」の規定の一部を改正します。

2 改正の内容

(1) 災害援護資金にかかる改正（第10条、11条及び13条改正）

これまで、貸付利率等について、一律保証人が必須で年3%と定められていましたが、法令改正により、31年4月以降、保証人の有無を含め年3%以内で、市町村が条例で定めることとなりました。

この貸付利率等について、低所得の方を対象とした他の公的貸付制度等を参考として、保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1%に引き下げます。

また、同時に、延滞に係る違約金割合が年10.75%から年5%に引き下げられるとともに、年賦、半年賦とする償還方法に月賦が追加されましたので、これに合わせて規定を改正します。

(2) 災害弔慰金にかかる改正

支給対象遺族のうち「兄弟姉妹」について、配偶者、子、父母、孫、祖父母が死亡者と同一生計であったかどうかに関わらず、法にあわせ、そのあとの支給順位とします。

また、対象災害の規定について、内閣府告示にあわせ、条例に明記します。

※概略

[支給対象遺族の順位]（第4条改正）

<改正前>	<改正後>
(1) 同一生計の配偶者等	(1) 同一生計の配偶者等
(2) 同一生計の兄弟姉妹	(2) 別生計の配偶者等
(3) 別生計の配偶者等	(3) 同一生計の兄弟姉妹

[対象災害について下記を明記]（第3条改正）

- ・被害が生じた市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在するもの
- ・救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害

3 施行期日

(1) 災害援護資金にかかる改正

平成31年4月1日から施行

(2) 災害弔慰金にかかる改正

支給対象遺族に関する部分：公布の日から施行

対象災害に関する部分：平成31年4月1日から施行

新旧対照表（災害弔慰金の支給等に関する条例）

現 行	改 正 案
<p>災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和 49 年 8 月横浜市条例第 53 号</p> <p style="text-align: center;">（災害弔慰金の支給）</p> <p>第 3 条 横浜市は、次のいずれかに該当する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した者で、災害により被害を受けた当時横浜市内に住所を有したものの遺族に対し、規則で定めるところにより、災害弔慰金の支給を行う。</p> <p>(1) 一の市町村（特別区を含む。以下 <u>次号</u> において同じ。）の区域内において生じた住居の滅失した世帯の数が <u>規則で定める数</u> 以上の災害</p> <p>(2) 被害が生じた市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助が行われたもの</p> <p>(3) その他規則で定める災害</p> <p>（第 2 項省略）</p> <p style="text-align: center;">（遺族の範囲等）</p> <p>第 4 条 前条第 1 項に規定する遺族は、次の <u>各号の一</u> に該当する者とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和 49 年 8 月横浜市条例第 53 号</p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第 3 条 横浜市は、次のいずれかに該当する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡した者で、災害により被害を受けた当時横浜市内に住所を有したものの遺族に対し、規則で定めるところにより、災害弔慰金の支給を行う。</p> <p>(1) 一の市町村（特別区を含む。以下 <u>この項</u> において同じ。）の区域内において生じた住居の滅失した世帯の数が <u>5</u> 以上の災害</p> <p>(2) <u>被害が生じた市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で、住居の滅失した世帯の数が 5 以上の市町村が 3 以上存在するもの</u></p> <p>(3) 被害が生じた市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助 <u>（以下「救助」という。）</u> が行われたもの</p> <p>(4) <u>救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある災害</u></p> <p>(5) その他規則で定める災害</p> <p>（第 2 項省略）</p> <p style="text-align: center;">（遺族の範囲等）</p> <p>第 4 条 前条第 1 項に規定する遺族は、次の <u>いずれか</u> に該当する者 <u>（第 6 号に掲げる者にあつては、死亡した者の死亡当時に第 1 号から第 5 号までに掲げる者がいずれも存しない場合に限る。）</u> とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含</p>

現 行	改 正 案
<p>み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。)</p> <p>(2) 子</p> <p>(3) 父母</p> <p>(4) 孫</p> <p>(5) 祖父母</p> <p>(6) 兄弟姉妹</p> <p>2 災害弔慰金の支給を受けることができる遺族の順位は、<u>災害により死亡した者の死亡当時その者と生計を一にしていた者を先にし、同一生計にあっては、前項に掲げる順序とする。</u>この場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。</p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p> <p>(災害援護資金の貸付け)</p> <p>第9条 横浜市は、神奈川県区域内において <u>災害救助法による</u> 救助の行われる災害により次 <u>の各号</u> に掲げる被害を受けた世帯（規則で定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合算額が規則で定める額以上の世帯を除く。）の世帯主で、被害を受けた当時横浜市内に住所を有するものに対し、生活の立て直しに資するため、規則で定めるところにより、災害援護資金の貸付けを行う。</p> <p>(第1号、第2号及び第2項省略)</p> <p>(償還期間等)</p> <p>第10条 (第1項省略)</p> <p>2 災害援護資金の償還は、<u>年賦償還又は半年賦償還の方法によるものとする。</u></p> <p>3 前項の規定による災害援護資金の<u>年賦償還又は半年賦償還</u>は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護</p>	<p>み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。)</p> <p>(2) 子</p> <p>(3) 父母</p> <p>(4) 孫</p> <p>(5) 祖父母</p> <p>(6) 兄弟姉妹</p> <p>2 災害弔慰金の支給を受けることができる遺族の順位は、<u>災害により死亡した者の死亡当時その者と生計を一にしていた者（兄弟姉妹にあっては、死亡した者とその死亡当時に同居していた者を含む。）を先にし、同一生計にあっては、前項に掲げる順序とする。</u>この場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。</p> <p>(第3項から第5項まで省略)</p> <p>(災害援護資金の貸付け)</p> <p>第9条 横浜市は、神奈川県区域内において <u>災害救助法による</u> 救助の行われる災害により次 <u>の各号</u> に掲げる被害を受けた世帯（規則で定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合算額が規則で定める額以上の世帯を除く。）の世帯主で、被害を受けた当時横浜市内に住所を有するものに対し、生活の立て直しに資するため、規則で定めるところにより、災害援護資金の貸付けを行う。</p> <p>(第1号、第2号及び第2項省略)</p> <p>(償還期間等)</p> <p>第10条 (第1項省略)</p> <p>2 災害援護資金の償還は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。</u></p> <p>3 前項の規定による災害援護資金の <u>償還</u> は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受</p>

現 行	改 正 案
<p>資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き<u>年3パーセント</u>とする。</p> <p><u>(保証人)</u></p> <p>第11条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第13条の規定による違約金を包含するものとする。</u></p> <p><u>(違約金)</u></p> <p>第13条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、<u>年10.75パーセント</u>の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>4 災害援護資金は、<u>保証人を立てる場合は、無利子と、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子と</u>、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き <u>年1パーセント</u>とする。</p> <p>【削除】</p> <p><u>(違約金)</u></p> <p>第13条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、<u>年5パーセント</u>の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。</p>

制度概要

根拠法令「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」

災害援護資金

- 1 実施主体 市町村
- 2 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害
- 3 受給者 上記の災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- 4 貸付額 最大 3 5 0 万円
※世帯主の負傷の有無や家財・住宅の損壊状況等に応じて貸付額は異なります。
※貸付けには一定の所得制限があります。
- 5 利率等 年 3 %（据置期間中無利子）、保証人必置
⇒31 年 4 月以降：年 3 %以内で保証人の有無を含め、市町村が条例で定める
- 6 償還期間 10 年
※元金の返済が猶予される据置期間（3 年又は特別の場合は 5 年）を含みます。
- 7 償還方法 年賦又は半年賦
⇒31 年 4 月以降：年賦、半年賦又は 月賦
- 8 貸付原資負担 国 2 / 3、都道府県・指定都市 1 / 3

災害弔慰金

- 1 実施主体 市町村
- 2 対象災害 自然災害

- ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
- ・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
- ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
- ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

- 3 受給遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母、
(H23～) 上記の遺族がいない場合は兄弟姉妹
- 4 支給額 (1) 生計維持者が死亡した場合 5 0 0 万円
(2) その他の者が死亡した場合 2 5 0 万円
- 5 費用負担 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4